

「令和7年度流通木材の合法性確認システムに係る運用・保守及びクラウドサービス提供業務」の公告内容に関する質問および回答

No.	資料名	頁	仕様書の該当記載内容	質問内容	回答
1	調達仕様書	P.16	カ. 受注者は、画面の操作性や分かり易さ等の改善の要望が生じた際、担当部署と検討を行い、軽微なプログラム修正で改善可能と判断された場合、対応を行うものとする。また、改修した箇所については、その内容に応じた利用者向けの研修を行うこと。	「軽微なプログラム修正」の「軽微」を判断する基準を具体的にご教示お願いします。 その基準が対応工数の場合、「年間累計で何人日以下」と考えておられますでしょうか。	常時改修に人を充てるのではなく、画面入力項目の変更や入力チェックなどの改修対象が集まった時点(4半期に一度程度を想定)で、0.5から1人月程度の工数にて対応できる範囲を想定しています。 これ以上工数がかかる改修については、別途、スケジュール、費用を調整の上対応する予定です。